

令和7年度

第27回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年9月10日（水曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第4号	非農地通知について

出席委員（18名）

1 番 井口 健
2 番 中村 弘
3 番 吉中 雅三
4 番 曾根 光彦
5 番 小方 保寛
7 番 谷河 績
8 番 藪 利昭
9 番 小栗 誠二
10 番 森 博克

11 番 笠野 喜久雄
12 番 山本 茂樹
13 番 丸山 勝
14 番 高倉 理行
15 番 堀 良子
16 番 湯川 徳弘
17 番 貴志 年伸
18 番 藤井 友彦
19 番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

技 術 主 査 田中 久美子

主 任 田伏 諒

主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第27回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は18名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る8月28日、小栗委員、貴志委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中村委員、吉中委員をお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、17件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件に

ついて補足いたします。

No. 5は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が耕作することです。

No. 7は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理することです。

No. 8は住所が・・・ですが、定期的に帰省するため自身で管理することです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 1の・・・については、P18の議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo. 5と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、使用貸借権の解約通知で1件ありました。

なお、No. 1は、・・・から設定されている農地法第3条の使用貸借権を合意解

約するもので、P 17の議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo. 3と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で2件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件、農業用作業場1件です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第13号に規定する電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置についての協議で1件ありました。

送電用の鉄塔の建て替え工事に伴う工事用地としての一時転用で、令和6年5月20日受付分の工事期間延長に伴う再協議となります。

なお、賃借期間が令和6年6月から令和

7年8月末までの15カ月間だったものを、令和6年6月から令和8年8月末までの27カ月間に延長するものです。

また、和歌山県と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。

8月12日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。

8月12日付、8月19日付、8月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 2は新規耕作で耕運機を使い蔬菜を栽培予定、No. 3は新規耕作で耕運機、田植機、コンバインなどを使い水稻を栽培予定です。

また、No. 3については現地調査並びに事情聴取を行っていますので担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので貴志委員さん報告願います。

◆17番（貴志 年伸） 議案第1号 No. 3について報告いたします。

去る8月28日に小栗委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

本申請は農地法第3条の規定による許可申請で新規就農案件です。

事情聴取には・・・が出席されました。

申請地は・・・の2筆1, 100㎡となっております。

本人は・・・で農地を祖父母より譲渡さ

れるもので兼業農家になるそうです。

水稻栽培に必要な農機具はすべてそろっていて、更に裏作用のキャベツ、白菜の移植機もあるようです。

経営水田は家族全体では65aになるようです。

今後申請地の東隣に住宅を建設したいようです。

以上のことから特に問題はないものと思われませんが皆様の慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

なお、No. 1については、申請書に不備があり、申請人に補正を求めていましたが、未だに補正対応がないため、今回の審議は見送りとさせていただきます。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む備考記載の法人の代表取締役で、法人の業績向上により、・・・が不足してきたことから、当該申請

地を・・・へ転用申請するものです。

なお、転用完了後は、法人に使用貸借します。

また、令和7年6月20日付で農用地区域を除外しております。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、家業である備考に記載している・・・で、・・・の経営が順調であり、資材置場及び駐車場が手狭になってきたことから、当該申請地を貸露天資材置場及び貸露天駐車場として転用申請するものです。

なお、転用完了後は、・・・に使用貸借します。また、P10の報告事項 使用貸借権の解約通知についてのNo. 1と関連です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、今後農業を継承したいという目的から、耕作地に近く利便性の良い、当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で、令和7年2月27日付で農用地区域を除外しております。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地周辺に住宅地が多く、駅にも近接し、住環境に適していることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

また、・・・は、P9の報告事項 農地

法第18条第6項の規定による通知についてのNo. 1と関連です。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・で、事業者から依頼を受け、・・・となる土地を探していたところ、申請地は国道沿いで利便性が高く適地であることから、当該申請地を貸露天資材置場及び貸露天駐車場として転用申請するものです。

転用完了後は、備考記載の法人に賃貸借します。

No. 1以外の案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 2、No. 3及びNo. 6につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、No. 6については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

◆会長（谷河 績） No. 6について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので小栗委員さん報告願います。

◆9番（小栗 誠二） 議案第2号No. 6について報告します。

去る8月28日木曜日、私と貴志委員、事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地、譲渡人及び譲受人等は議案書のとおりです。

申請地の現況は譲渡人の自家消費用として水稻を作付けしています。

申請経過について、譲受人は・・・を営み、今回賃貸事業拡大のため申請地を購入する計画です。

譲渡人は高齢に伴い、農地を管理するのも大変で、所有農地を減らす事を考えていたという経過です。

申請地は国道と市道に接していて立地条件が良く、既に賃貸借契約のある・・・を営む備考欄記載の法人からの、・・・資材置場及び駐車場として借入りたい旨の強い要望に応えるものです。

事業としては申請地には建物は建てずに恒久的に資材置場として利用する計画です。

農地法第5条の規定による許可申請を提出し、造成工事を行うことについて、隣接農地所有者2名の同意書を徴収しています。

なお、内1名は相続が発生しており未分割のため、代表相続人によるものです。

造成工事における擁壁について、西側は既存のコンクリート擁壁を使用、東側は新たにコンクリート擁壁を施工し、土砂等が流出しない様対策をします

排水について、申請地の北東、市道との際に集水枥を設置、市道の下を横断する既存の排水管を使用し、市道北側の水路に排水します。

この事については・・・土地改良区の承諾を得ています

譲渡人は譲受人・・・を務めており、利益の相反する関係にあります。

このことについて、取締役会にて本件取引に関する承認を得ている事を確認しました。

以上の事から、特に問題はないと思いますが皆様の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます

した。

議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号No. 2からNo. 6は可決と決定しました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆田中技術主査 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が97件、再設定契約が5件で合計102件ありました。

賃借権が4件、使用貸借権が98件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、新規契約97件のうちNo. 1からNo. 93は、利用権設定の期間が満了し再設定契約をするにあたり、令和7年4月から農地中間管理事業に一本化されたことにより新たに農地中間管理事業による貸借を設定するものです。

面積は、田が227, 913. 91㎡、畑が9, 226㎡、合計面積が237, 139. 91㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆11番 （笠野 喜久雄） 貸借で耕作していただき休耕田がなくなり有難いのですが、大手の借手で作りっぱなしというか、

稲は植えているものの雑草が生えたままの所が多いので農地中間管理機構で指導してもらえませんか。

◆藤田副課長 個別案件になりますのでくわしくお伺いして対応したいと思います。

◆会長（谷河 績） ほかに何かありませんか。

（意見するものなし）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

山口地区滝畑で（8件、23筆）を西川推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書1件の提出がありました。

面積は田が7筆3, 014㎡です。

議案書番号1について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ご質問がないようでございますので第27回総会を閉会いたします。

13時25分 閉会